

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) 沖縄パナソニック特機 株式会社 那覇市西2-15-1
47001838 代表者 玉山 憲是
(電気工事A、管工事A、機械器具設置工事、電気通信工事)

2 指名停止期間

令和4年7月26日～令和4年8月25日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

沖縄パナソニック特機 株式会社は、令和3年度に受注した企業局北谷浄水管理事務所発注の「北谷管内直流・無停電電源保守業務委託」において、設備の保守点検後に不具合 (内部抵抗の異常値) を発見したが、点検後の報告をせず、また、報告書への反映もしていなかった。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|--------------------------|
| (契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2週間以上4か月以内 |